

開発審査会・幹事会のご案内

○開発審査会・幹事会への付議について

◆許可までの流れ

	開発許可の場合	建築許可の場合
横浜市土地利用総合調整会議	開発区域面積が 3,000 m ² 以上のもの	敷地面積が 3,000 m ² 以上のもの
開発審査会 幹事会	開発審査会の議を経て許可するもの(包括承認のものを除く)	開発審査会の議を経て許可するもの(包括承認のものを除く)
開発事業の調整等に関する条例の手続	開発区域面積が 500 m ² 以上のもの	敷地面積が 3,000 m ² 以上のもの
管理者との協議、同意	設置される公共施設の帰属及び管理について、管理者と協議してください。	/
許可申請	開発許可申請	建築許可申請
開発審査会	開発審査会の議を経て許可するもの	開発審査会の議を経て許可するもの
許可	<開発許可>	<建築許可>

◆ 開発審査会幹事会

開発審査会幹事会（以下「幹事会」といいます。）では、開発審査会の議を経る案件について事前審査を行います。**開催日の 21 日前**までに幹事会説明資料の原案を 1 部 提出してください。その後、**開催日の 14 日前**までに幹事会説明資料を 5 部 提出してください。

◆ 開発審査会

開催日の 24 日前までに開発審査会説明資料の原案を 1 部 提出してください。その後、**開催日の 12 日前**までに開発審査会説明資料（議案説明資料を除く）を 28 部 提出してください。

横浜市開発審査会への付議資料の作成部数・提出時期

開発審査会説明資料の原案を 1 部 作成・提出	開催日の 24 日前まで
↓ ←図面等に関する修正	
開発審査会説明資料（議案説明資料を除く）を 28 部 作成・提出	開催日の 12 日前まで

※締め切り日は月により上記と異なる場合があります。別添日程表(P8)をご参照ください。

○開発審査会説明資料について

◆ 必要資料

(ア) 議案説明資料(別添書式(P7)の通り)

必要事項	
各号共通	1 申請者住所・氏名 2 申請地所在 3 都市計画等の制限(風致地区、都市施設等) 4 申請地地目 5 申請地面積(開発区域面積、建築敷地面積) 6 予定建築物の概要 建築物用途(戸数)、構造、階数・高さ、建築面積(建ぺい率)、延床面積(容積率) 7 前面道路(幅員、種別) 8 排水施設計画(汚水、雨水) 9 その他 駐車場台数、緑地面積(緑化率)、施設定員、職員数(常勤・非常勤)、駅からの距離
案件ごとに特に必要な事項	
3号 20号 27号 29号	施設の運営等に関する資料 ・利用者数 (入所、通所の内訳) ・職員数 (常勤・非常勤の別) ・同種施設の立地状況 (29号のみ)
5号 31号	建物新旧対照表 設備内容一覧 ※原動機等を使用する工場・作業所等の場合に必要。使用する機械の種類、能力(規模)、数量、配置計画等について明示。

(イ) 必要な図面

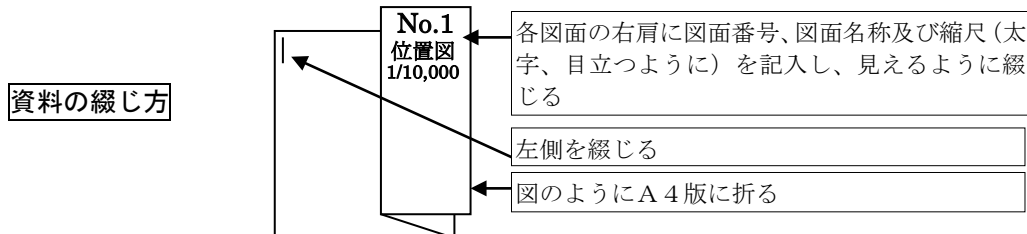
	図面の名称	縮尺	
No. 1	位置図	1/10,000	
No. 2	付近見取図・ 周辺土地利用状況図	1/1,500 ~2,500	
No. 3	土地利用計画図 又は 配置図	1/100~ 300	・開発許可の場合は土地利用計画図、建築許可の場合は配置図としてください。
No. 4	造成計画平面図 " 断面図		・申請区域内で造成工事が伴わない場合は不要です。
No. 5	建物平面図		・開発許可で予定建築物が一戸建ての住宅の場合は不要です。
No. 6	建物立面図		
No. 7	公図の写し	1/500~ 600	・最新のものを使用してください。
No. 8	その他必要な図書	1/100~ 300	・【提案基準第5号の場合】収用対象建築物の(1)付近見取図、(2)配置図(収用事業予定位置を明示し、収用される範囲を赤線で明示してください。)、(3)平面図

◆ 図面作成上の注意点

(ア) 図面はA3で作成し、A3は図面折りにしてA4版左綴じとし、各図面の右肩に図面番号、図面の名称及び縮尺を記入してください。

図面番号は位置図、付近見取図…の順で通し番号(No.1位置図～)とし、同種の複数図面で図面の名称が同一となる場合は、名称に番号を付けてください。

(例:No.4-1断面図、No.4-2断面図…)

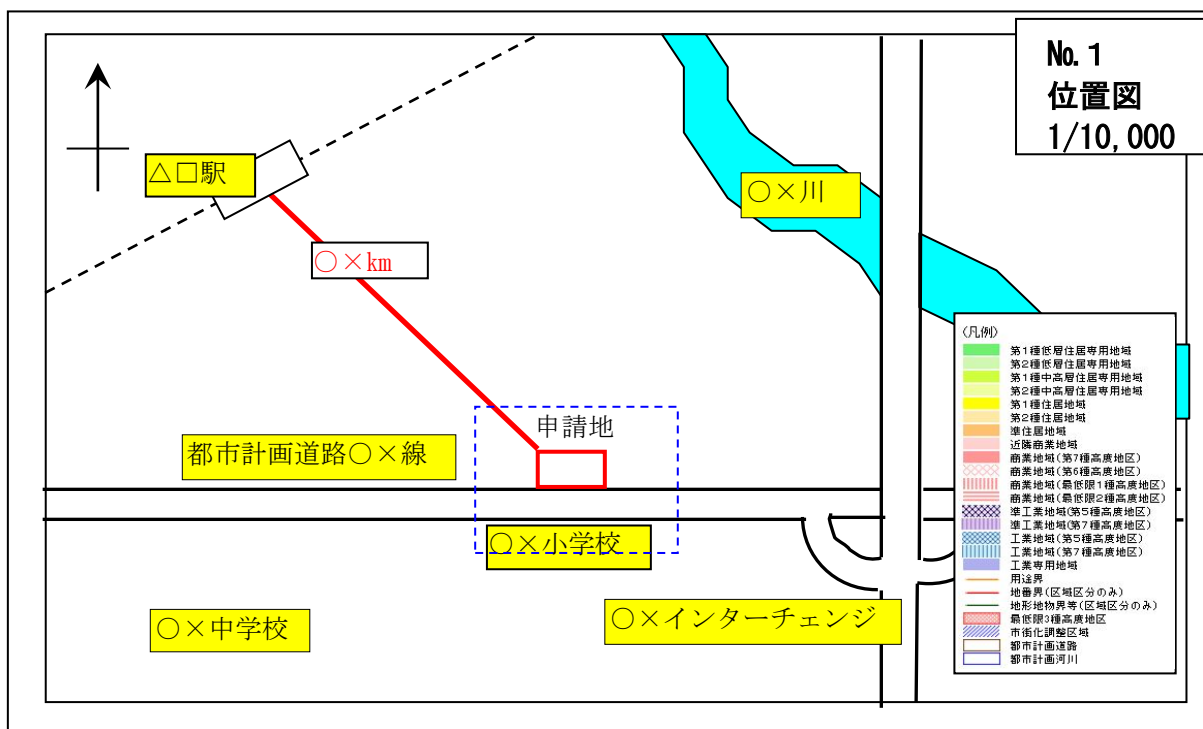


(イ) 各図面の方位は可能な限りそろえ、なるべく北が上になるように作成してください。

(ウ) 各図面の作成方法

(下記の他に、提案内容により、個別に担当から指示があります。)

No.1 位置図



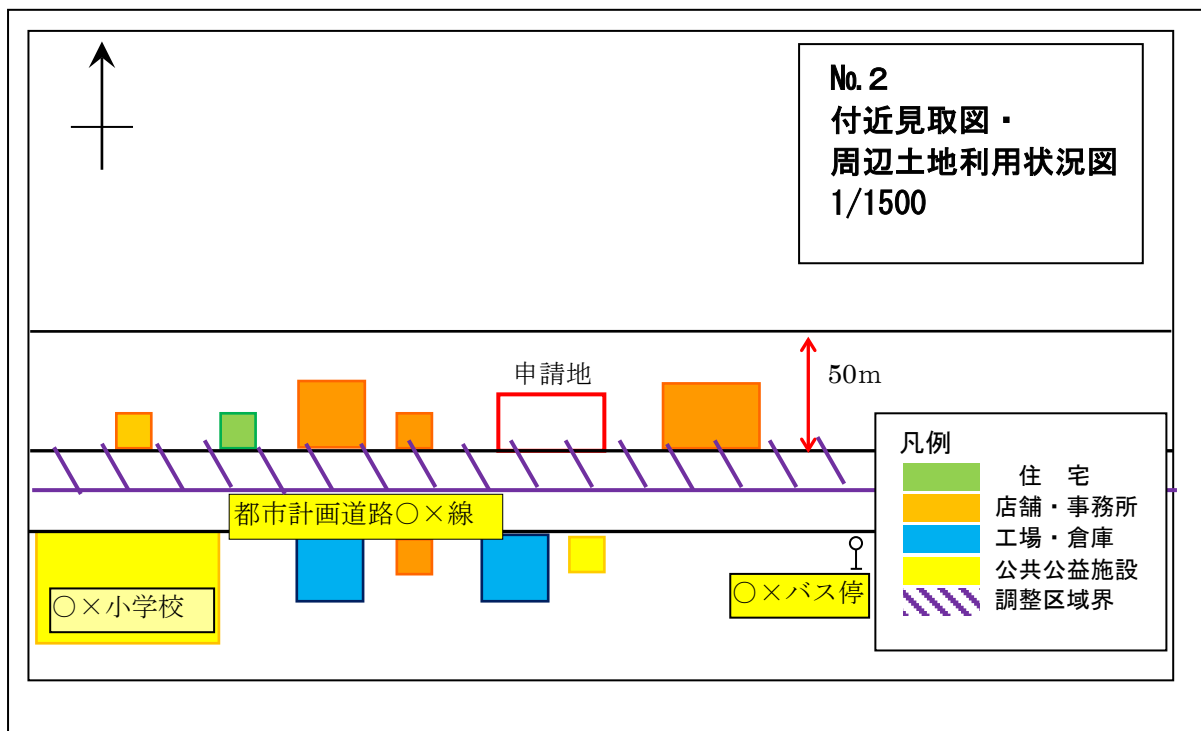
※ i マップー用途地域図又は都市計画図各区版 1/10,000(用途地域が最新のもの)を使用してください。

都市計画図を使用する際に区をまたがる場合は、隣接する区の都市計画図も使用し、空白がないようにしてください。

(記載内容)

- ・ 凡例、縮尺、方位
- ・ 許可を受ける建築物の敷地 (赤線で表示)
- ・ 付近見取図の範囲 (青線で表示)
- ・ 最寄り駅及び最寄り駅からの直線距離
- ・ 主要な道路・河川の名称
- ・ 主要な公共公益施設名称
- ・ 申請地が沿道区域の場合は、都市計画道路の都市計画決定線から 50m の範囲を明示

No. 2 付近見取図・周辺土地利用状況図



※ i マップ、都市計画図基本図又は地形図(1/2, 500)を使用してください。

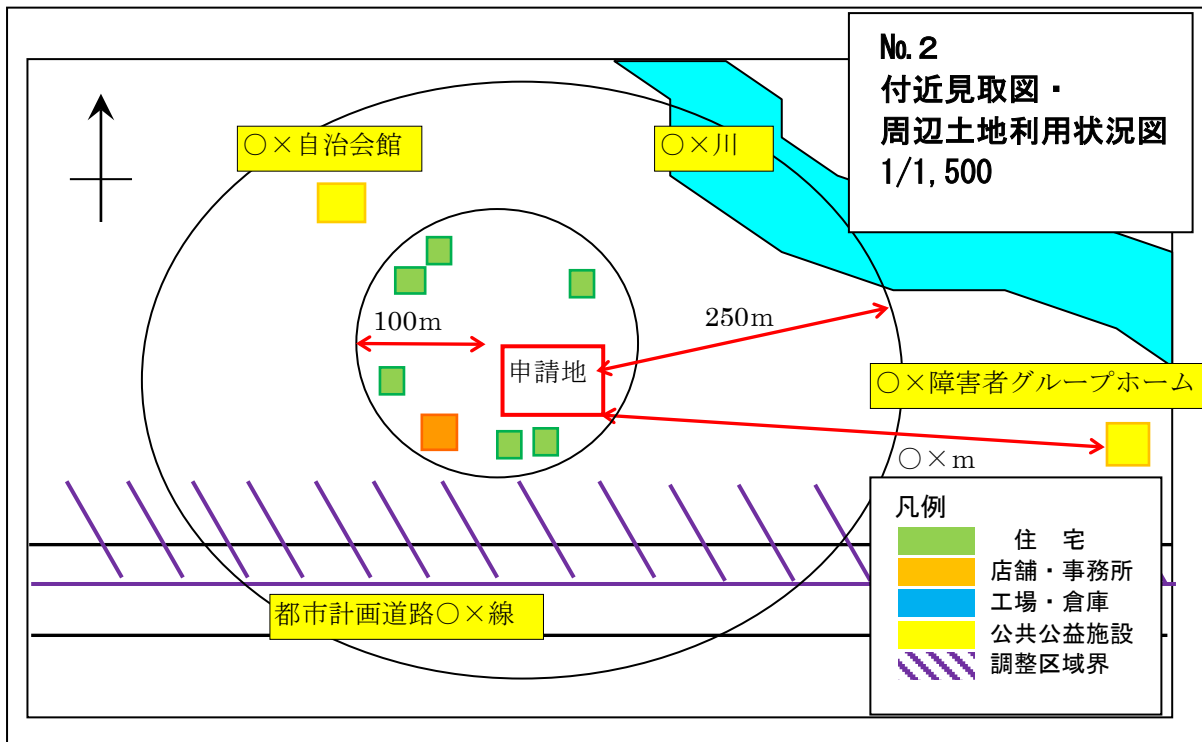
都市計画図を使用する際に区をまたがる場合は、隣接する区の都市計画図も使用し、空白がないようにしてください。

(記載内容)

- ・凡例、縮尺、方位
- ・許可申請範囲 (赤線で表示)
- ・主要な道路・河川の名称
- ・主要な公共公益施設名称
- ・バス停位置及び停留所名
- ・区域内に市街化区域がある場合は、調整区域界(紫色のハッチング)、用途地域の色塗り及び凡例を図示してください。
- ・申請地が沿道区域内の場合は、都市計画道路から 50m の範囲を明示してください。
- ・周辺の建築物について、用途に応じて下記の色を塗り分けてください。
また、凡例を表示してください。

住宅:緑	店舗・事務所:オレンジ
工場・倉庫:青	公共公益施設:黄色

No. 2 付近見取図・周辺土地利用状況図(提 29 号の場合)



- ・既存の障害者グループホームから 250m以上離れていることを明示してください。
- ・申請地を含む半径 100mの円を明示し、「建築物の連たんに関する基準」第 1 号に該当することを示してください。
- ・付近見取図の中に既存の障害者グループホームがある場合は、施設名称を記載し、申請地からの距離を明示してください。

No. 3 土地利用計画図又は配置図

※開発許可の場合は土地利用計画図、建築許可の場合は配置図としてください。

(記載内容)

- ・縮尺、方位
- ・駐車場位置
- ・土地利用区分表(開発許可の場合)
- ・前面道路種別・名称・幅員
- ・敷地外周寸法(周り間)
- ・面積表(敷地面積、建築面積・建ぺい率、延べ床面積・容積率)
- ・主要出入口に▲印の図示
- ・緑地範囲、緑地面積計算表、緑地率
- ・写真撮影位置(位置については担当者と相談してください。)

No. 4 造成計画平面図、断面図

※申請区域内で造成工事が発生しない場合は不要です。

(記載内容)

- ・縮尺、方位、断面線符号(平面図のみ)
- ・切土、盛土の色分けの凡例
(切土:黄色 盛土:赤で表示してください)

No. 5 建物平面図、No. 6 建物立面図

※開発許可で予定建築物が一戸建ての住宅の場合は原則不要です。

(記載内容)

- ・縮尺、方位(平面図のみ)
- ・主要出入口に▲印の図示(平面図のみ)
- ・最高高さ表示(立面図のみ)
- ・図面中における建築確認申請用の詳細な脚注、歩行距離表示などは省略してください。

No. 7 公図の写し

※法務局出張所で取得した最新のものを使用してください。

(記載内容)

- ・縮尺、方位
- ・許可申請範囲(赤線で表示)
- ・地目(申請範囲内)
- ・所轄法務局名、転写(複写)年月日

開発審査会・幹事会 議案説明資料

該当する提案基準
第 号
開発行為（有・無）

提出者 氏名
電話 ()

1	申請者	
	住所	
	<small>ふりがな</small>	
	氏名	
2	申請地所在（地番）	
3	都市計画等の制限 （風致地区、都市施設等）	
4	申請地地目	
5	申請地面積	
	開発区域面積	
	建築敷地面積	
6	予定建築物の概要	
	建築物用途（戸数）	
	構造	
	階数・最高高さ	
	建築面積（建ぺい率）	
	延床面積（容積率）	
7	前面道路	
	幅員、種別	
8	排水施設計画	
	汚水	
	雨水	
9	その他	
	・ 駐車台数	
	・ 緑地面積（緑化率）	
	・ 施設定員	
	・ 職員数（常勤・非常勤）	
	・ 駅からの距離（k m）	

令和2年度 横浜市開発審査会・幹事会 開催日程(予定)

幹事会			審査会								
提出締切日・部数			開催日			提出締切日・部数			開催日		
3月25日	(水)	資料1部	4月	15日	(水)	4月			休会		
4月1日	(水)	資料5部									
4月22日	(水)	資料1部	5月	13日	(水)	4月24日	(金)	資料1部	5月	18日	(月)
5月7日	(木)	資料5部				5月8日	(金)	許可申請+資料28部			
5月20日	(水)	資料1部	6月	17日	(水)	5月22日	(金)	資料1部	6月	22日	(月)
5月27日	(水)	資料5部				6月3日	(水)	許可申請+資料28部			
6月24日	(水)	資料1部	7月	15日	(水)	6月26日	(金)	資料1部	7月	20日	(月)
7月1日	(水)	資料5部				7月8日	(水)	許可申請+資料28部			
7月14日	(火)	資料1部	8月	5日	(水)	8月			休会		
7月22日	(水)	資料5部									
8月12日	(水)	資料1部	9月	9日	(水)	8月14日	(金)	資料1部	9月	14日	(月)
8月19日	(水)	資料5部				8月26日	(水)	許可申請+資料28部			
9月23日	(水)	資料1部	10月	14日	(水)	9月25日	(金)	資料1部	10月	12日	(月)
9月30日	(水)	資料5部				10月7日	(水)	許可申請+資料28部			
10月21日	(水)	資料1部	11月	11日	(水)	10月23日	(金)	資料1部	11月	16日	(月)
10月28日	(水)	資料5部				11月4日	(水)	許可申請+資料28部			
11月18日	(水)	資料1部	12月	16日	(水)	11月20日	(金)	資料1部	12月	21日	(月)
11月25日	(水)	資料5部				12月2日	(水)	許可申請+資料28部			
12月18日	(金)	資料1部	1月	13日	(水)	12月25日	(金)	資料1部	1月	18日	(月)
12月25日	(金)	資料5部				1月6日	(水)	許可申請+資料28部			
1月20日	(水)	資料1部	2月	10日	(水)	1月22日	(金)	資料1部	2月	15日	(月)
1月27日	(水)	資料5部				2月3日	(水)	許可申請+資料28部			
2月24日	(水)	資料1部	3月	10日	(水)	2月26日	(金)	資料1部	3月	15日	(月)
3月3日	(水)	資料5部				3月3日	(水)	許可申請+資料28部			

※ 資料提出までに、調整区域課の担当者へ日程についてのご相談をお願いします。
 申請締切日までに許可申請されなかった場合は、審査会への付議が次回以降となります。
 開発調整条例の適用を受ける議案については、許可申請までに同条例の同意を得てください。
 なお、開催日は変更となる場合があります。